高知市農業施策等に関する

意　見　書

令和８年 10 月 19 日

高 知 市 農 業 委 員 会

令和８年 10 月 19 日

高知市長　桑名　龍吾　様

高知市農業委員会
会長　大 野　　哲

令和９年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第１項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

令和６年４月の食料・農業・農村基本法の改正、令和７年４月の新たな基本計画の策定を通じ、食料安全保障の強化や持続可能な農業構造の確立という方向性が、これまで以上に明確に打ち出されています。

今年４月に公開された 2025 年農林業センサスでは、本市の農業経営体数は 978 と、５年前の調査結果の 1,332 経営体から４分の１以上減少し、経営主の 65 才以上の割合は 64.8％、後継者を確保していない経営体は 61.5％と示されました。これら農業就業人口の減少や高齢化、農業経営の跡継ぎ不在という事実は、食料の安定供給を担う基幹産業であるとともに、農地の保全、自然環境の維持等に重要な役割を果たしている本市農業の維持すら危ぶまれる状況であることを表しています。

また、近年の高温や生産資材の高騰、鳥獣被害の拡大などの課題も深刻化し、農地や農業用施設の維持管理をはじめ、地域農業を支えてきた人材や組織の確保が困難となる中、農地を次世代へ着実に引き継ぎ、持続可能な農業を実現するための取組が急務となっております。

こうした中、本年４月には、合理的な費用を考慮した価格形成等を促す「食料システム法」が施行されました。野菜については、コスト指標が作成されておらず、米については、概算金が指標を大幅に下回るなど、法の効果はまだ見えていませんが、消費者や関係者の理解が深まり、農業経営の維持のため、高騰する生産コストを転嫁した適正な価格形成を期待するところです。

この意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員の日頃からの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業委員会がこれまで取り組んでまいりました「農地利用の最適化活動の推進」による地域農業の振興・発展に向けて、引き続き、行政による一層の後押しを、切に要望するとともに、実効性のある施策の実施、必要な予算の確保及び上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、農業施策の改善等に向けて、次のとおり意見書を提出します。

1　農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 災害発生後の迅速な復旧・復興に向けた地籍調査の推進

南海トラフ地震や気候変動に伴う豪雨など大規模な災害が発生した際には、農地の正確な位置、境界及び所有権が不明確な状況では復旧・復興に時間を要することから、国をはじめとする関係機関に強く働きかけ、市内全域における地籍調査の早期完了に向けて、事業推進に必要な予算を確保すること。

(2) 農道及び用排水路の機能維持を図る行政主導による取組

地域農業の基盤となる農道、用排水路などの維持管理は農業者や集落による共同作業に支えられているが、深さのある水路の泥上げや急斜面の草刈りなど、参加者の高齢化や減少により実施が困難な状況が生じている。

今後は、点検、修繕及び更新について地域ごとに維持管理計画を策定し、民間事業者への作業委託を取り入れるなど、行政主導による機能維持の仕組みを構築すること。

(3) 狩猟者の確保等による有害鳥獣の駆除体制強化

有害鳥獣被害防止対策として、「捕獲する」ことは重要な取組の一つであるが、狩猟者の高齢化と減少が課題となっている。現行の狩猟免許取得費用に加え、狩猟者登録や免許更新に係る費用を補助することで狩猟者の負担を軽減し、狩猟者の確保による駆除体制の強化を図ること。

また、イノシシやシカに加えて、近年特にサルの被害が広がりつつあるため、モデル地区を設定し実証実験を行うなど、サルの特性に応じた効果的な被害対策を導入すること。

(4) 耕作放棄地及び放置ハウスの再生利用に向けた取組推進

令和７年度から春野地域で取り組んでいるサポートハウスの整備について、対象エリアを市内全域に広げ、施設園芸を希望する新規就農者の初期経費削減と放置された農業用ハウスの有効活用を図ること。

また、抵当権が設定された状態で耕作放棄された農地や農業用ハウスについて、ＪＡをはじめとする関係機関と連携し、再生利用が可能となる新たな取組を検討すること。

(5) 耕作放棄された農地の再生・活用による担い手確保

耕作放棄地を農地として再生するためには、抜根・整地などの作業に多くの費用と時間がかかることから、耕作放棄地の再生活動を支援する事業を拡充し、再生した農地の利活用による担い手確保につなげること。

(6) 地域の担い手確保を目的とした新規就農者への支援

農業者の減少に歯止めをかけるために、幅広い年齢層の就農希望者に対応した受入れ体制を整える必要がある。就農支援を目的とした各種補助事業における年齢や所得など各種要件の緩和や廃止、また農業用ハウスや農業用機械の譲渡・賃貸を仲介する仕組みづくりなど、多様な人材が担い手として地域に定着するために支援制度の拡充を図ること。

また、新規就農者が必要な支援を受ける機会を逃すことがないよう、既存・新規に関わらず包括的に制度の周知を行うこと。

２　高知市の農業発展に関する要望

（1）農業用機械等の更新時における支援

農業の生産性向上を図るために必要なトラクターやコンバインなど、作業効率の高い大型農業用機械は高額であり、物価高騰・農産物の価格低迷が続く状況では更新費用を負担できない農業者も多いことから、更新時に活用できる支援制度を拡充すること。

（2）スマート農業の導入にかかる支援

農作業の効率化・省力化、農業コストの削減が期待できるスマート農業について、興味を持つ担い手や新規就農者が積極的に導入できるよう、初期経費補助や操作技術支援など、農業関係機関と連携した総合的な支援体制を構築すること。

（3）女性農業者が活躍できる環境づくり

農業の担い手が減少する中、女性農業者は、農作業だけでなく農業経営や農産物の販売、地域活動等において重要な役割を担っている。女性が農業経営や地域活動に積極的に参画できるよう、研修や交流の機会、農産物の加工・販売への支援など、将来にわたって女性が活躍できる環境を整えることで、女性の力を農業の発展につなげ、地域の中心的な担い手となるよう取り組むこと。

（4）農業用資産に対する償却資産課税を補う農業施策推進

農業用資産に対する固定資産税（償却資産）は、資産として所有しているかぎり、取得価額の５％が評価額の最低限度額として残り続けるため、多くの農業者が負担に感じている。農業を取り巻く状況が厳しい中で、この負担感を軽減するために、農業者が魅力を感じる効果的な施策に取り組むこと。

(5) 中山間地域農業の維持・発展に向けた営農環境改善

中山間地域の農地は、面積的にまとまっておらず傾斜地であるなど、大規模な基盤整備が困難であることから、個々の農地を耕作するために必要な作業道整備や原材料支給など、営農環境改善に向けた支援を行うことで、中山間地域農業の維持・発展を図ること。

(6) ＪＡ高知県春野水稲共同育苗施設改修への支援

春野地域は、キュウリをはじめとする施設園芸が盛んであるが、水稲栽培を行っている農業者も多いことから、安定した環境で苗を生育し品質を保つために必要なＪＡ高知県春野水稲共同育苗施設について、老朽化が著しいため、持続可能な水稲経営に向け、施設の改修等を支援すること。

３　国・県への要望

(1) 農業経営維持のための適正な価格形成の実現

農業者が営農を継続するために、自らの努力によるコスト削減に取り組むだけでなく、生産に係るコストを適切に販売価格に転嫁し、合理的な価格を形成することが重要である。農産物の取引実態や生産現場の現状について、消費者の理解を得るための情報発信を行うなど、適正な価格形成が実現するよう取組を強化すること。

(2) 食料品に係る消費税率引下げへの対応

国は、令和９年４月から２年間、食料品の消費税率を１％に引き下げる方針を決定した。減税により消費者の負担は軽減されるが、農業者のほとんどは免税・簡易課税事業者であるため収入減につながり、農業経営に影響を及ぼすことから、現在検討している支援策について、早急に具体的な制度内容を示すこと。

(3) 高温被害抑制のための農業用資材導入への支援

夏期の記録的な高温により農作物の生育障害や品質低下が生じ、収入が減少する一方で、高温下で生産を維持するための資材購入など経費がかさみ、農業者の努力だけで高温環境に適応するには限界がある。食料安全保障の観点から持続的な生産活動及び経営安定を図るために、遮熱ネット導入など高温被害抑制に要する経費への支援制度を拡充すること。

(4) 農業用機械設備更新時における補助要件緩和

地域計画に基づき農地の集積・集約化を図り、将来にわたって安定的な農業経営を続けるために農業用機械設備は必要不可欠であることから、購入・更新時にかかる経費について、現状維持を図る経営計画であっても対象となるよう、補助要件を緩和し制度の拡充を図ること。

(5) 春野地域における新川川流域の治水対策推進

春野地域における新川川（長浜川）の治水対策は、必要な予算を確保のうえ、豪雨時の浸水被害対策となる護岸工事の早期完了に向けて迅速に事業を推進するとともに、完了時期を明確にした具体的なスケジュールを示すこと。